

令和6年12月

宇土市議会定例会議案

令和6年11月29日招集

令和6年12月市議会定例会議案目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第86号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	1
議案第87号	宇土市部設置条例の一部を改正する条例について	4
議案第88号	宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について	5
議案第89号	宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について	7
議案第90号	宇土市大太鼓収蔵館条例等の一部を改正する条例について	11
議案第91号	宇土市公民館条例の一部を改正する条例について	13
議案第92号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	14
議案第93号	指定管理者の指定について	15
議案第94号	指定管理者の指定について	16
議案第95号	宇土市道路線の認定について	17
議案第96号	令和6年度宇土市一般会計補正予算（第4号）について	19 別冊
議案第97号	令和6年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃

議案第 9 8 号	令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	2 0 別冊
議案第 9 9 号	令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	〃
議案第 1 0 0 号	令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	2 1 別冊
報告第 1 5 号	専決処分の報告について 専決第 1 1 号 損害賠償額の決定について	2 2

議案第 86 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 月 29 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(宇土市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇土市職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 14 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇土市教育長の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 宇土市教育長の退職手当支給に関する条例（昭和 47 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号及び第 2 項ただし書並びに第 8 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇土市長等の退職手当支給条例の一部改正)

第 3 条 宇土市長等の退職手当支給条例（平成 12 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 4 号及び第 2 項ただし書並びに第 8 条第 1 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成 12 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 3 号及び第 4 号、第 19 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部改正)

第 5 条 宇土市情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成 15 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇土市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 6 条 宇土市個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇土市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 宇土市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宇土市人為による災害の防止等に関する条例の一部改正）

第8条 宇土市人為による災害の防止等に関する条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（宇土市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。）並びにこの条例

（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の宇土市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに宇土市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の宇土市一般職の職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 87 号

宇土市部設置条例の一部を改正する条例について

宇土市部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市部設置条例の一部を改正する条例

宇土市部設置条例（昭和 53 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同条第 2 号中エを削り、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 統計に関すること。

第 3 条第 2 号中キを削り、カをキとし、オをカとし、カの前に次のように加える。

オ 広報及び広聴に関すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

市組織の見直しに伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 88 号

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例

宇土市企業立地特別奨励金条例（平成 20 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「新設」の次に「市外に本社又は本店を有する法人で、」を加え、同条第 4 号中「既存の施設等を」を削り、「移転し、」の次に「施設等を」を加え、同条第 5 号中「市内に新たな事業用地を取得又は賃借し、」を削り、同条第 6 号本文中「取得価格」の次に「（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(8) 新規雇用者 新設、増設又は移設した施設等の操業開始に当たり、常時雇用される従業員として雇用される者で規則で定めるものをいう。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる要件を満たすこと。

ア 新設の場合 市内で新たに 2,000 ㎡以上の施設等用地を取得又は賃借するものであること。

イ 増設又は移設の場合 施設指定申請時において、市内で 10 年以上の操業実績があり、かつ、その操業施設の敷地面積（課税地目が宅地であるものに限る。）が 5,000 ㎡以上の事業者によるものであること。

第 3 条中第 3 号を第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(4) 電気業及びガス業の用に供する施設の場合、新規雇用者が 20 人以上で、かつ、そのうち市内に住所を有する者が 25 パーセント以上であること。

第 3 条第 2 号中「3 億円」を「5 億円」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、増設又は移設における投下固定資産総額は、土地取得価格を除いた額とする。

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 第 5 条第 2 項の規定による指定を受けた日から 1 年以内に主体施設等の工事に着工し、着工日から 3 年以内に操業開始をすること。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項の対象施設等の指定を受けた事業者は、当該対象施設等について、宇土市企業振興促進条例第 3 条の規定による適用施設等の指定（同条第 1 号の規定による指定を除く。）を受けることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 設備投資促進奨励金 次の表に掲げる額

区分	投下固定資産総額	奨励金の額
新設	5 億円以上 7 億円未満	7 千万円
	7 億円以上 1 0 億円未満	1 億円
	1 0 億円以上 1 5 億円未満	1 億 5 千万円
	1 5 億円以上 2 0 億円未満	2 億円
	2 0 億円以上	3 億円
増設又は移設	5 億円以上 2 0 億円未満	投下固定資産総額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額（1, 0 0 0 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	2 0 億円以上	3 億円

備考 増設又は移設における投下固定資産総額は、土地取得価格を除いた額とする。

第 4 条第 2 項中「新設時 1 回、増設又は移設時 1 回限りの計 2 回を限度」を「1 回限り」に改める。

第 7 条中「対して、次に掲げる便宜を供与する」を「対し、用地の取得、周辺設備の整備その他の施設等の新設、増設又は移設のために必要な事項につき協力を行う」に改め、同条各号を削る。

第 9 条第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に対象施設等の指定を受けた事業者の取扱いについては、なお従前の例による。

提案理由

条例の適用条件を見直すため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 89 号

宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例について

宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市道路敷等占用条例の一部を改正する条例

宇土市道路敷等占用条例（昭和 35 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	6 2 0
	第 2 種電柱		9 5 0
	第 3 種電柱		1, 3 0 0
	第 1 種電話柱		5 5 0
	第 2 種電話柱		8 8 0
	第 3 種電話柱		1, 2 0 0
	その他の柱類		5 5
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	6
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	5 4 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3 3 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 1 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		4 6 0
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 3 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 1 0 0
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 3
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		3 3
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		5 0

	外径が 0. 1 5メートル以上 0. 2 メートル未満のもの				6 6
	外径が 0. 2メートル以上 0. 3メ ートル未満のもの				9 9
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4メ ートル未満のもの				1 3 0
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7メ ートル未満のもの				2 3 0
	外径が 0. 7メートル以上 1メー トル未満のもの				3 3 0
	外径が 1メートル以上のもの				6 6 0
法第 3 2 条第 1 項 第 3 号に 掲げる施 設	自動運行 補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設け るもの その他のもの	長さ 1 メートルに つき 1 年	3
					1 1
			道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類		1 本につき 1 年
		その他のもの	上空に設け るもの	占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	5 5 0
			地下に設け るもの		3 3 0
	その他のもの				1, 1 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占用面積 1 平方メ ートルにつき 1 年	1, 1 0 0
法第 3 2 条第 1 項 第 5 号に 掲げる施 設	地下街及 び地下室	階数が 1 のもの			Aに 0. 0 0 4 を乗 じて得た額
		階数が 2 のもの			Aに 0. 0 0 6 を乗 じて得た額
		階数が 3 以上のもの			Aに 0. 0 0 7 を乗 じて得た額
	上空に設ける通路				4 2 0
	地下に設ける通路				2 5 0

	その他のもの			1, 100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	8
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	83
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	83
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	830
	標識		1本につき1年	880
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8
		その他のもの	1本につき1月	83
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	83
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	830
		その他のもの		420
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1, 100
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	83
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				110
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、同日の前日までの占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

道路敷等占用料の額等を見直す必要があるため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 90 号

宇土市大太鼓収蔵館条例等の一部を改正する条例について

宇土市大太鼓収蔵館条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市大太鼓収蔵館条例等の一部を改正する条例
(宇土市大太鼓収蔵館条例の一部改正)

第 1 条 宇土市大太鼓収蔵館条例(平成 3 年条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「啓蒙」を「啓発」に改める。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)第 1 5 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号)第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳のいずれかの交付を受けている者及びこれらの者の介護者で市長が必要と認めた者

第 5 条第 2 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 6 条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 5 条関係)

区分	入館料(1 人 1 回につき)	
6 5 歳以上	無料	
一般	個人	2 0 0 円
	団体(2 0 人以上)	1 6 0 円
中学生以下	無料	

備考 一般とは、6 5 歳以上及び中学生以下の区分に該当しない者をいう。

(宇土市網田焼の里資料館条例の一部改正)

第 2 条 宇土市網田焼の里資料館条例(平成 7 年条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)第 1 5 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号)第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳のいずれかの交付を受けている者及びこれらの者の介護者で市

長が必要と認めた者

第5条第2項第4号を削り、同項第5号中「その他」を削り、同号を同項第4号とする。

第6条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	入館料（1人1回につき）	
65歳以上	無料	
一般	個人	200円
	団体（20人以上）	160円
中学生以下	無料	

備考 一般とは、65歳以上及び中学生以下の区分に該当しない者をいう。

（武家屋敷（旧高月邸）条例の一部改正）

第3条 武家屋敷（旧高月邸）条例（令和2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳のいずれかの交付を受けている者及びこれらの者の介護者で市長が必要と認めた者

第4条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	入館料（1人1回につき）	
65歳以上	無料	
一般	個人	200円
	団体（20人以上）	160円
中学生以下	無料	

備考 一般とは、65歳以上及び中学生以下の区分に該当しない者をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入館する入館料について適用する。

提案理由

文化財公開施設の入館料を見直し、入館料収入及び入館者数の増加を図るため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 1 号

宇土市公民館条例の一部を改正する条例について

宇土市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市公民館条例の一部を改正する条例
宇土市公民館条例（昭和 5 1 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 に次のように加える。

やきもの教室釉薬庫	1 室につき 1 月当たり	1 , 2 0 0 円
やきもの教室物入室内棚	1 段につき 1 月当たり	4 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

公民館の使用料を見直し、公民館利用者の利便性向上を図るため、条例を改正する。
これが、この議案を提出する理由である。

議案第 92 号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「山鹿市、菊池市」を「菊池市」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 93 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
宇土市養護老人ホーム芝光苑
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人宇土市社会福祉事業団
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 管理を行わせる公の施設の名称

宇土マリーナ物産館

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社グッドスタッフ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

指定管理者を指定するには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 5 号

宇土市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

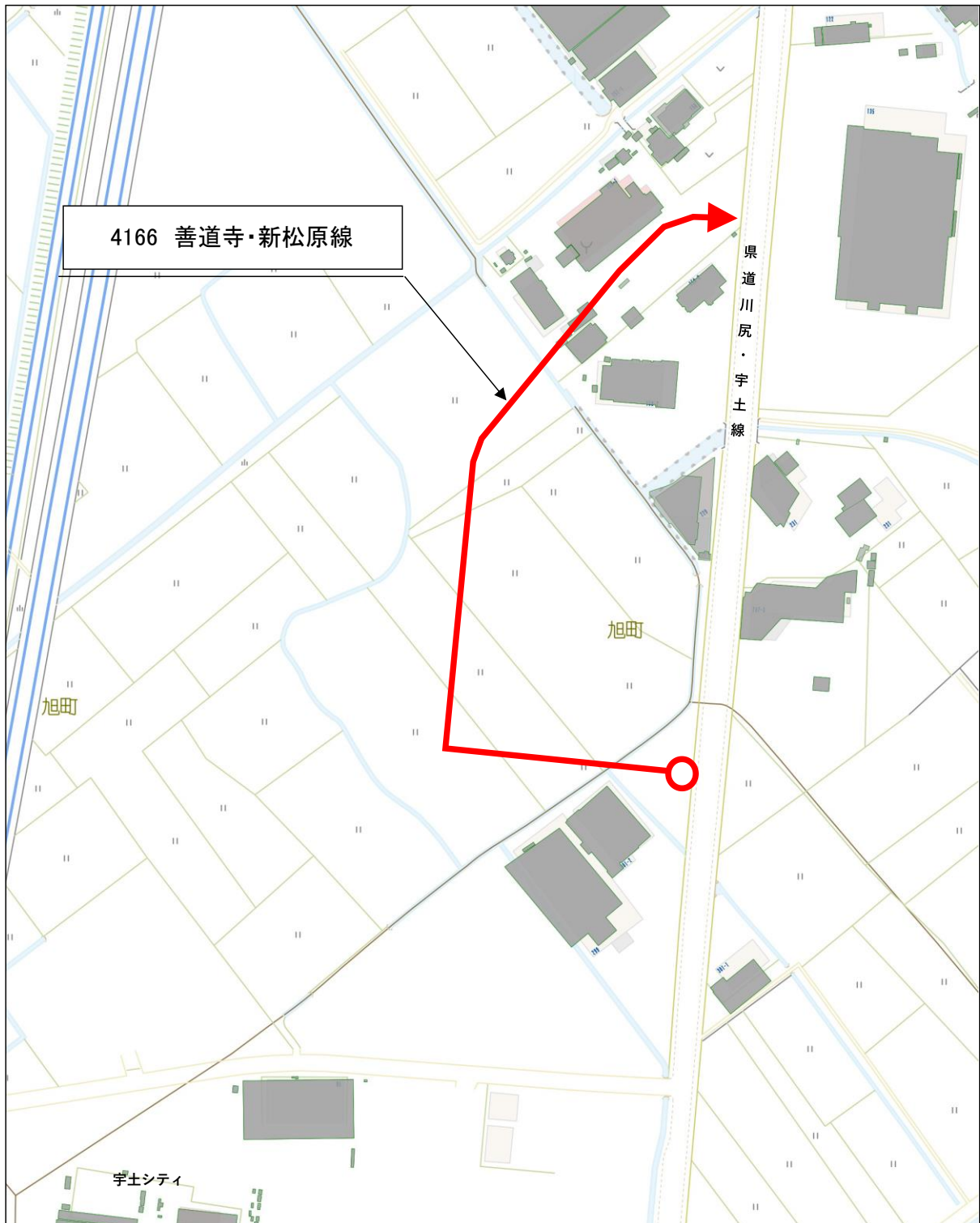
路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
4 1 6 6	善道寺・新松原線	善道寺町五丁間 3 0 7 番 1 地先	新松原町佐野免 1 5 9 番 1 地先	

提案理由

市道の路線を認定するには、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定路線位置図



議案第 9 6 号

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 6 年度宇土市一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 9 7 号

令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 98 号

令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 99 号

令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 100 号

令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度宇土市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。